

第 5 回  
地域自治組織等小委員会  
会 議 録

平成 1 6 年 9 月 1 7 日

十勝中央合併協議会

# 第 5 回地域自治組織等小委員会

## 議事日程

第 5 回地域自治組織等小委員会

(平成 16 年 9 月 17 日 15 時 15 分 開会)

日程第 1	開会	3 分
日程第 2	会議録署名委員の指名 (諸般の報告)	3 分
日程第 3	地域自治組織に関する 3 町村の意向について	3 分
日程第 4	協議第 1 号 事務組織及び機構の取扱いについて	10 分
日程第 5	閉会	17 分

# 会 議 録

## 第 5 回地域自治組織等小委員会

- 1 . 開催年月日 平成 1 6 年 9 月 1 7 日
- 2 . 招集の場所 忠類村コミュニティセンター大ホール
- 3 . 開会 9 月 1 7 日 1 5 時 1 5 分宣告
- 4 . 応集委員 全委員
- 5 . 出席委員 ( 1 1 名 )
  - 委員長 更別村 渡辺春雄
  - 副委員長 幕別町 多田順一 忠類村 杉坂達男
  - 幕別町 西尾治 本保証喜
  - 更別村 江本信吉 林中建夫 水口光浩
  - 忠類村 邊見敏夫 帰山孝夫 森徹
- 6 . 欠席委員
  - 幕別町 吉村学
- 7 . 専門部会
  - 幕別町 総務課長 菅好弘 ( 総務部会長 )
- 8 . 事務局
  - 事務局長 金子隆司 事務局次長 上野寛 事務局次長 阿部義昭
  - 総務広報班長 飯田晴義 総務広報班員 森範康 和田智旭
- 9 . 案件
  - 地域自治組織に関する 3 町村の意向について
- 10 . 協議
  - 協議第 1 号 事務組織及び機構の取扱いについて
- 11 . 会議録署名委員の指名
  - 忠類村 杉坂達男 帰山孝夫
- 12 . 傍聴人 ( 2 人 )

# 議事の経過

(平成16年9月17日 15時15分 開会)

## [開会]

議長(渡辺春雄) 予定の時刻より多少、早まりましたけれども、委員さんがお揃い<sup>そろ</sup>ですので、これよりですね、自治小委員会を開催させていただきます。

協議会に続きまして、大変お疲れのことと存じますが、よろしくお願い致します。

それでは、委員の半数以上の出席がありますので、小委員会規程第6条第2項の規定により、ただいまから、第5回地域自治組織等小委員会を開会致します。

ただちに、本日の会議を開きます。

お手元の議事日程に従い、進めさせていただきますので、よろしくお願い致します。

## [会議録署名委員の指名]

議長(渡辺春雄) 日程第2、会議録署名委員の指名を行います。

会議運営規程第6条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に忠類村の杉坂副委員長、帰山委員を指名致します。

## [諸般の報告]

議長(渡辺春雄) 諸般の報告を致します。

事務局より、諸般の報告をお願い致します。

上野次長。

次長(上野寛) 諸般の報告を致します。

本日の会議に、幕別町の吉村委員から、欠席する旨のご連絡を頂いておりますので、ご報告申し上げます。

以上でございます。

## [地域自治組織に関する3町村の意向について]

議長(渡辺春雄) 続いて、日程第3、「地域自治組織に関する3町村の意向について」を議題と致します。

資料1ページのメモに従いまして、幕別町、更別村、忠類村の順に、それぞれの意向につきまして、ご発言をお願いします。

まず、幕別町より、お願い申し上げます。

委員(西尾治) 幕別町の方の考え方を報告させていただきます。

そのこのメモ欄には、幕別町として丸が入るといような考え方を、いま現在持つ

てございません。

前から、この委員会にもお話ししておりましたように、地域自治組織の必要性、十分、幕別町としても認識を致しておりました、設置について極めて前向きに考えていきたいというふうに思っております。

ただ、特例法に基づくような機関等の設置については、考えてございません。それぞれ、忠類さんからもありますように、前からお話ししておりますように、3町村が、例えば既存制度を利用する、3町村が持つ、まちづくりに必要だというような観点であれば、地域自治組織の設置については、幕別町としても前向きに考えていきたいというふうに思っております。

それから、そういうことでございますので、長の設置期間、あるいは自治組織の長の身分等についても、私どもの町としては、意見を留保させて頂ければなというふうに思っております。

最後に、基金の関係でございますが、基金については、地域の振興基金というような形で前回からお話しがございました。多分、それぞれの地域が将来のことを思って、設置について住民の安心感を得るために一定額の基金を必要として考えるというような観点に立つのであれば、これは2村ということではなく、あくまでも3つのまちで同様の額で基金を持つことについて、私どもの町としては反対する考えは持っておりませんので、その辺が意見としてまとめればですね、私どもの町としても前向きに対応させて頂きたいという考え方でございます。

現状のところでは、そういうことで、ご理解を頂ければなというふうに思います。  
議長（渡辺春雄） 次に、更別村、お願い致します。

委員（江本信吉） それでは、私の方から、更別村の、いま持っている、要望する、地域自治区について申し上げたいと思います。

地域自治区につきましては、昭和の合併の反省を踏まえまして、地域が、1極集中でなくて、そういった、地域が寂れないようにする制度として設けられた制度という趣旨から、更別村としましては、地域自治区を、設置の方を要望していきたいと思います。

このタイプにつきましては、合併の協議の際、設置するタイプを基本としてですね、その辺の機能、権限について、述べていきたいと思います。

地域自治組織の性格的には、執行機関を要望したいと思います。

それから、地域自治組織の設置期間につきましては、その前に、考え方の基本としましては、新町の長が、更別村が取り組んできている地域づくりを継続的に進めるとともにですね、地域が安心して生活できる仕組みを提供するため、3町村に地域協議会を設けた地域自治区を合併時から設置して頂きたいというふうに思います。

その期間につきましては、合併後、原則12年間とし、13年以降も新たな自治区

を設置する方向で、協議をして頂きたいということでございます。

それから自治区には、地域自治区の円滑な事務事業推進の担保のため、特別職の区長、総合支所長を、兼務でいいかと思いますが、考え方としましては、国で言っている合併の際のタイプの地域住民、各機関、団体等の推薦を受けてですね、意見を尊重して新町の長が選任をするというようなことで、よろしいかと思います。

それから、特別職としましての機能としましては、地方自治法の167条に規定します助役の職務とし、任期は4年で、再任は妨げないものとするということにして頂きたいと思います。

それから、総合支所には、地域が寂れないようにするため、一部の調整事務、管理事務の機能を有し、地域均衡が図られるよう、16年4月1日現在の職員数、100名おりますけれども、その7割程度の職員を配置し、合併後10年間以降も新町の類団数値職員数を目標に、本庁、総合支所とも、1極集中でなく、地域内分権なり、分権・分散型のことを配慮してですね、均衡ある職員の配置を願いたい、それを要望していきたいと思います。

それから、総合支所の予算につきましては、予算は当然、1本に統一されますが、当面、12年間は人口の少ない小さな村の永続的な発展のため、合併前の予算規模からですね、本庁が共通に執行、管理する経費、例えば人件費、公債費等を除いて、総合支所に3億、例えば、自治区内の公共施設等の整備及び維持管理経費等を配分するとともに、自治区に地域振興基金を創設し、地域のより特性を生かした、個性あるまちづくりを継続実施できる仕組みを要望致します。

そこで、基金の、基金につきましては、6月の25日に、財産及び債務につきましては、新町に引き継ぐということで議決されております。それで、更別村としましては、各町村のこれまでの行政改革及び財政運営の成果等が、基金の残高となったものでありますため、新町の類団規模での財政調整基金、それから減債基金を除いてですね、旧3町村の地域振興のため、基金条例を新町で制定し、10年間の新町建設計画に未登載の部分の事業、その他、各地域が均衡ある振興、発展が図れるような目的で基金の設置をお願いしたいというように思います。

その基金の額につきましては、合併事務局が推計しました3町村の合併後の財政シミュレーションによる18年度末基金残高からですね、新町の類団規模での財調・減債基金等を除いた額に、3町村の15年度末基金残高保有率で按分した額で、基金の性格は、元金取り崩し型を要望し、地域が寂れないような地域振興のため、条例で制定して頂きたいということでございます。

それから、予算に伴いまして、新町の町長と自治区の区長、それから、例えばですね、地域協議会の長が、長といたしますか、代表が、一同に会して調整する、政策調整会議を設けて、バランスの取れたまちづくりができるよう、体制の整備を要望致します。

それから、地域協議会の性格につきましては、これは通常、言われております、自治区の重要施策、事業に関する協議と、新町の建設計画の執行状況を点検すると。委員につきましては、新町の長が選任するというようなことを要望したいと思いません。

以上が一応、更別村が要望する地域自治区の機能及び権限等でございます。

以上です。

議長（渡辺春雄） それでは、忠類村、お願い致します。

委員（邊見敏夫） それでは、忠類村で決定しました地域自治組織の内容について、お話しをしたいと思います。

資料の表とですね、見比べて、お話しを聞いて頂ければと思います。

まず、単位でございますけれども、旧忠類村の区域とするが、区としては設置をしないということが第1点でございます。

それから、名称は、何々町 忠類村字何々と、こういう具合にしたいということで、あくまでも忠類村の名称を冠する<sup>かん</sup>というようなことを心がけていくということでございます。

それから、設置の範囲でございますけれども、新町、旧3町村に例外なく設置をするということでございます。

それから、協議会組織と、それから総合支所の、ちょっと分けて、あれしたいと思えます。資料の方のメモのですね、1にあります地域自治組織の性格では、1番の方なんですけども、これは附属機関になろうかと思えます。

この地域自治組織の名称でございますけれども、地域住民会議ということでございます。

それから、この地域住民会議の委員のですね、選任についてはですね、各種団体等から選出された者及び公募の中から、地域や年齢層に配慮し、新町の首長が選任をするということでございます。

それから、定員は15名以内、それから、任期は2年が適当だろうということで考えています。役員は委員長1名、副委員長2名と。

それから報酬は、無報酬としないということで、一般、民間人の人もおりますし、会議等は昼等も行われることがあるんでなかろうかということで、委員は無報酬としないということとしております。

それから、機能と致しましては、新町の施策や建設計画の変更に伴う答申、それから、地域振興計画のあり方や予算の<sup>けんぎ</sup>建議、それから、主要施策や財政状況に関する研修会の開催、それから、各組織との情報交換、それから、連携・交流、それから、最後に、行政全般にわたる建議・提言を行うと、こういうことを機能として一応、考えております。

それから、設置の期間でございますけれども、これは永年ということで、無制限

と、制限をしないということで考えてます。

一方、総合支所の方の考え方でありまして、支所長は常勤の特別職、地域担当助役を配置し、支所長の職務を事務取扱いとするということでございます。

この助役の選任ですけれども、地域担当助役の選任にあたっては、地域住民等の意見を尊重し、新町議会の同意を得て、首長が行うと、このように考えております。

それから、設置の期間でございますけれども、地域担当助役の設置は、創設当時、1期、4年限りとすると。これが、区長ではございませんけれども、長になるわけですけれども。それから、5年目以降については、支所長を部長職とするということで、それが行うということになります。

ということは、創設当時の4年に限り、部長職の副支所長を置いて、地域振興課を総合支所に設置し、住民会議の事務局を担当すると。なお、事務局長は、地域振興課長があたると、このように一応、考えております。

それから、基金の設置でございますけれども、地域住民の意向を行政に反映させ、行政と住民との協働関係を築く地域自治組織の目的からいって、基金については、本来必要とはしないと。

ただし、一定程度、これは当初から新聞等で報道していますように、ふるさと創生基金程度であれば、地域振興基金として、設置を認めるというようなことも考えてます。

これらを総合しますと、タイプは、既存制度活用型になるんでなかろうかということでございます。

以上でございます。

議長（渡辺春雄） それでは、3町から、それぞれ報告があったわけですが、ちょっと私の方から提案なんですけれども、幕別町さんの方は2町の意向に従う、尊重すると。忠類さんと更別については、かなりね、内容が濃い、いろんなことが加味されている分があるんで、これ、忠類さんと更別さんなんですけど、いま言われたようなことが、文書化というか、なっていないんでしょうかね。それを資料として提出することに問題ありますか。更別、どうですか。

議論するのに、失礼な言い方かもしれないけど、バラバラッと言われたので、思惑おもわくをつかまえていない部分も、お互いにあるのではなかろうかと思うんです。あくまでもこれ、たたき台だと思ってるんで、それぞれの思惑の中で、議論するための1つの資料になるのかな。それがより深い議論ができるのかなと思うんですけれども。

副委員長（杉坂達男） ちょっと、休憩。

議長（渡辺春雄） では、休憩致します。

15：31 休憩

15：40 再開

議長（渡辺春雄） それでは、休憩を解きまして、再開致します。

いま、忠類・更別さんの資料の提出をお願いしたんですけども、実は変更を致しましてですね、この資料は、合併事務局の方に提出して頂きまして、合併事務局の方で整理して頂いて、1つの比較表にして頂いて、次回、委員会で検討すると、こういう形で持っていきたいと思いますけれども、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡辺春雄） わかりました。

そうしますとですね、まず、先にですね、次の委員会の日程をですね、近いうちにやりたいと思いますんで、いつ頃がよろしいか、みなさんのご都合を、お聞きしておきたいんですけども。

事務局の方は、いつがよろしいですか。

休憩致します。

15：41 休憩

15：42 再開

議長（渡辺春雄） 休憩を解いて、再開致します。

それでは、のちほどですね、正副委員長と事務局とで日程を調整致しまして、みなさんにお知らせ致すということで、ご了解頂けますか。

はい。

委員（江本信吉） ちょっと、要望ですけども、できたら今月末か、10月の上旬ぐらいに、早めをお願いしたいと思います。

議長（渡辺春雄） はい、わかりました。

忠類さんも、その辺がよろしいですか、今月下旬か10月上旬ということで、概ね、概ねですよ。

幕別町さんも、そんな日程で、概ね、今月下旬か10月上旬。

その辺は、まだね、流動的なところがあるでしょうけど、その辺で、だいたい日程を定めていきたいということで。その辺、ちょっと、事務局と正副委員長に一任するというので、ご了解下さい。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、日程の件につきましては、そういうことで、ご了解を頂いたということで、よろしいですね。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、先ほど、2村の方から、それぞれの自治組織の考え方について報告があったわけですけども、これに対してですね、ちょっと、お聞きし

たいという件があれば、意見として受けたいと思いますので、お願い致します。

西尾委員。

委員（西尾治） ちょっと、1点だけ。

更別さんの方で説明のあった中で、地域自治組織の性格は執行機関ということで、おっしゃられたんですが、これは、そうなると、特例法に基づく自治区ということになるわけですね。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 合併の際の（聴取不能）合併特例区外の、附属機関ですか。

委員（西尾治） そうすると、自治法に基づくということですか。

委員（江本信吉） それを基本として、ということで、合併特例区の5年ではない。

議長（渡辺春雄） よろしいですか、西尾委員。

委員（西尾治） はい。

議長（渡辺春雄） ほかに。

江本委員。

委員（江本信吉） 基金の持ち方の中で、新町において、当然、基金のあり方を検討されると思うんですが、私の方から先ほど言いました、財政調整基金とか、減債基金ですか、そういったものは、どのくらいになるのか、ある程度、総務部会あたりで詰めているのかどうか、その辺、できたら、どのくらいで想定しているのか、次回でもよろしいですけども。

議長（渡辺春雄） いま、更別で、財政調整基金、それから減債基金、類似団体で、どの程度、見込まなきゃならないのかというのは、出るんでしょうか。次回あたりに出せるんでしょうか。

飯田班長。

班長（飯田晴義） 新町におけます基金のあり方につきましては、ただいま、財政分科会の方で検討して頂いているところであります。

これ、他の分科会に属する、属すると言いますか、所管する基金も当然、現行ありますんで、それらの調整を経た上でですね、検討結果が出てくるということになりますので、いま少し、時間がかかるのかなというふうに思っております。

ただ、類団がですね、どれだけ基金を持っているんだということは、過去の決算統計等により、算出されるというふうに思います。

以上です。

議長（渡辺春雄） 江本委員、よろしいですか、はい。

委員（江本信吉） どのくらい期間、かかりますかね。

議長（渡辺春雄） 事務局、次の委員会に出せる、概ね、出せるんですか。

飯田班長。

班長（飯田晴義） 新町においてですね、設置すべき基金、あるいは、その額につい

ては、いま少し、時間がかかると思いますが、類団の資料につきましては、次回、提出できるというふうに思っております。

以上です。

議長（渡辺春雄） よろしいですか。

委員（江本信吉） はい。

議長（渡辺春雄） ほかに。

（なしの声あり）

議長（渡辺春雄） それでは、この件について、質疑はよろしいでしょうか。

それでは、他にご意見もないようですので、この件に対しては、本日はこの辺でとどめさせていただきます。

次回につきましては、本日提出されました3町村の意向を踏まえましてですね、小委員会で議論をして頂くこととなりますので、よろしくご審議のほどをお願い致します。

#### [協議第1号 事務組織及び機構の取扱いについて]

議長（渡辺春雄） 続いて日程第4、協議第1号、「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題と致します。

事務局より説明をお願い致します。

上野次長。

次長（上野寛） 協議第1号、「事務組織及び機構の取扱いについて」につきまして、ご説明を申し上げます。

議案の1ページをご覧ください。

本小委員会へ付託されました事項は3項目ございますが、そのうちの合併協定項目、15番、「事務組織及び機構の取扱いについて」の調整方針でございます。

新町の事務組織及び機構の整備にあたっての基本的な考え方と致しましては、合併時において住民生活に影響を与えない、住民サービスの低下を招かない、また住民の声、地域の実情を施策に反映することのできるものであることを重視し、さらに新町全域で均等かつ良質なサービスを提供するとともに、新しい時代が要請するさまざまな分野での行政の課題に対応し、簡素で効率的な組織機構の整備を図るということでございます。

こうした基本的な考えに立ちまして、調整方針は、『新町における事務組織及び機構については、以下の「新町における事務組織・機構の整備方針」に基づき整備するものとする。ただし、組織及び運営の見直し、効率化に努めるとともに、段階的に組織・機構の規模等について、適正化を図るものとする。』というものでございます。

「新町における事務組織・機構の整備方針」でございますが、1の「総括方針」

は、新町の組織機構を整備する上での基本的な指針でございます。

1 点目は、新町移行後も住民サービスの低下をきたさないよう十分に配慮した組織機構

2 点目は、住民が利用しやすい、わかりやすい組織機構

3 点目は、住民の声を適正に反映することのできる組織機構

4 点目は、簡素で効果的な組織機構

5 点目は、新町建設計画を円滑に遂行<sup>すいこう</sup>できる組織機構

6 点目は、指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構

7 点目は、地方分権に柔軟に対応できる組織機構

8 点目は、新たな行政課題に速やか<sup>すみ</sup>に対応できる組織機構

としております。

次に、2の「個別整備方針」でございますが、第3回の協議会で『新町の事務所の位置は現幕別町役場の位置とし、更別村役場及び忠類村役場の現庁舎を総合支所とする。』という協議決定を踏まえまして、

1 点目は、新町の組織は本庁、総合支所、支所及び出張所とし、3町村の現有庁舎を有効活用する。

2 点目は、幕別町役場を本庁とし、更別村役場及び忠類村役場については、総合支所として設置する。

3 点目は、本庁は、町全体に係る政策、施策、総合的な調整事務、管理事務及び総合支所の所管する区域以外の町域に関する事務を所掌<sup>しよしょう</sup>する。

総合支所は、合併前の村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き住民サービスを提供する総合行政機関であるとともに、地域の拠点として所管区域を対象とした地域振興策を立案し、また新町建設計画に予定される施策の実現を任務とする。

4 点目は、幕別町の支所、出張所は現行のまま存続する。

という内容でございます。

次に、小委員会資料の2ページをご覧ください。

2ページから4ページにかけては、先進事例を掲載してございます。

続きまして、5ページをお開き願います。

ここでは、合併時における「事務組織機構のイメージ」を掲載してございます。

基本的な考え方と致しましては、合併期日が年度途中でありますことから、当該年度における各町村の事務の整理と新たな執行体制へのスムーズな移行を図り、地域住民に対し混乱<sup>きた</sup>を来すことのないよう配慮するということから、企画・管理機能の集約という程度にとどまるものでございます。

本庁組織は、現行の幕別町の組織機構であります。町長部局に更別総合支所及び忠類総合支所を配置<sup>き</sup>し、それぞれの総合支所には、本庁の部に対応する課を配置す

るものとしております。

具体的には、本庁総務部に対応する課として総務課、企画室に対応する課として地域振興課、民生部に対応する課としては保健福祉課と住民課、国保診療所、経済部に対応する課として経済課、建設部・水道部に対応する課として建設課を、さらに会計課に相当する課として出納課を配置してございます。

6 ページにまいりますが、このほか、議会事務局と監査委員事務局は本庁に統合し、総合支所には教育委員会部局の管轄<sup>かんかつか</sup>下に教育課を配置し、農業委員会事務局については本庁、総合支所それぞれに配置するというイメージでございます。

総合支所長等についてでございますが、特別職の支所長のほかに、一般職としての副支所長の配置を想定しております。

支所長は、地域自治組織が設置され、助役または特別職の区長を置くとなった場合のことを含めまして、所管する区域の地域課題への対応に向けた調整、総合支所の組織全般にわたる指揮監督<sup>しな</sup>などの役割を担うことを想定してございます。

副支所長は、本庁と総合支所の調整など、支所長の補佐役としての役割を担うことを想定してございます。

次に、職員数の推移のイメージでございますが、6 ページの下の方をご覧くださいます。

平成 16 年 4 月 1 日時点の職員総数は 395 名でございます。合併時では、その間に定年退職を予定する 4 名を除いた 391 名という想定で、内訳は本庁に 268 名、更別総合支所には 79 名、忠類総合支所には 44 名の配置としております。

なお、課ごとに平成 16 年 4 月 1 日時点の職員数と、合併時における職員数を記載しておりますが、組織機構、職員数とも、地域自治組織の考え方や調整方針を決定頂いたのちの専門部会、幹事会における事務組織・機構の詳細な検討によっても変わる可能性を有してございます。

合併時までは非常に流動的でございますことから、イメージという表現で提出させて頂いておりますので、調整方針を検討する上での、参考資料としてご覧頂きたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（渡辺春雄） 説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等を、お受けしたいと思っております。

林中委員。

委員（林中建夫） 事務組織の機構の取扱いの調整方針でございますけれども、2 番の個別整備方針の 3 番目、これの、本庁は町全体にかかわる政策、施策、総合的な調整事務、この文言<sup>もんごん</sup>の中で、字句を加えて訂正、提案したいと思っております。

理由は先ほど、助役が説明しました更別の自治機能の提案の内容にかかわるものでございまして、本庁の総合的な調整事務、管理事務の、ここに字句を足して頂き

まして、それから、管理事務の一部を除くほかと入れて頂きまして、続けて頂きたいと思います。

それである、後半ですね、総合支所は合併前の村の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、ここで字句を足して頂きたいんですけど、除きほか、一部管理調整事務機能を有し、と加えて頂きまして、住民サービスを提供する総合行政機関であるとともにというふうに、続けて頂きたいと思います。

それで、一部管理機能、調整事務機能という字句を足して、提案したいと思いません。

議長（渡辺春雄） ただいま、林中委員の方から、一部管理、調整の事務の機能を有するという文言を付け加えて頂きたいという、ご意見でございますけれども、これに対して、事務局の方で何か答弁ありますか。

委員（西尾治） ちょっと、よろしいですか。

議長（渡辺春雄） はい、どうぞ。

委員（西尾治） 次回の協議までに、自治組織の関係、持ち越されてますんで、当然、自治組織の形態によって文言も多分、訂正になってくるんだらうと思います。

イメージにもありますように、特別職を置くのかどうなのかということも含めて、その特別職がどういうタイプになるのか、そういうことも当然、関連出てまいりますんでね、いまのご提案を受けて、逆に今日これを決定するということには多分、至らないと思えますんで、今日は、ご説明を聞く程度にして、自治組織のあり様と関連して、これも決定される方が一番よろしいかなというふうに思いますが。

議長（渡辺春雄） いま、西尾委員の方から、いまの発言を重要視して、次回の委員会あたりに文言を整理して、もう一度、審議という形がよろしいんでないかというご意見ですけども、ご異議ありませんか。

江本委員。

委員（江本信吉） うちの林中委員が言われた、要するに、総合支所に本庁の、のですね、総合的な調整事務、管理事務、それが一番、総合支所にそういった機能がないと、総合支所で解決しない事務があって、住民にとっては、かなりサービスが低下するというような意味がありまして、管理事務の一部を総合支所にも、有する機能をして欲しいと。

これは先ほど、私の方が言いました地域分権、分散型のね、やはり、昭和合併の反省を踏まえて、地域においてですね、そういった分権、分散型の財源なり、人材なり、予算を、ある程度確保した中で、そういうことがやっぱり、昭和の合併の反省にもなりますので、西尾幹事長が言った、今日は、そういうことも踏まえて次回に、ちょっと表現の、の総括方針にも、このの地方分権に柔軟に対応したということも入っておりますけども、そういった点をちょっと、関連性ありますので、次回でよろしいですが、一部字句の修正をですね、考慮して欲しいと思います。

議長（渡辺春雄） 字句の修正ということで、よろしいですか。

次回で、事務局も差し支えないですか。

飯田班長。

班長（飯田晴義） いま、西尾委員の方からお話がありましたように、地域自治組織のあり方によってはですね、この辺の文言というのは多少、影響を受けるだろうというふうに思っておりますので、そのあり方がですね、決まったのちにですね、これを決定して頂くと。その際にですね、修正が必要であれば、修正して頂くということが一番よろしいかというふうに思います。

議長（渡辺春雄） よろしいですか。

ほかに、ありませんか。

（なしの声あり）

議長（渡辺春雄） ほかに、ご意見がございませんので、協議第1号、「事務組織及び機構の取扱いについて」は、次回の委員会に再審議という形に致したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（渡辺春雄） 異議がありませんので、協議第1号は、次回の審議ということにさせていただきます。

#### [次回開催日]

議長（渡辺春雄） 次に、事務局から次回の日程でございますけれども、次回の日程につきましては、先ほど申し上げましたように、小委員会の正副委員長、事務局とで日程調整をさせていただきます。後日、みなさんに文書でお知らせ致しますので、その節は、よろしくお願い致します。

これで本日の日程は、全部終了致しました。

本日の審議結果につきましては、小委員会規程第9条の規定により、10月8日に開催予定の第11回協議会に私から報告させていただきます。

以上をもちまして、第5回地域自治組織等。

えっ、何ですか。

委員（江本信吉） 委員長、その他で何か。その他で、何か、言いたいんですが。いいですか。

議長（渡辺春雄） その他で。それでは、受けたいと思います。まだ、閉会宣言をしていませんので。

委員（江本信吉） 1回、3町村の、ある程度、意向を踏まえて出ましたんで、これ次回でかなり調整するということは、かなりいろいろ時間もかかると思うんですよ。

それで、ある程度、幹事会で私ちょっと言ったんですが、いろんな助言者の提言

ですか、その辺の対応について、ちょっと協議して欲しいんですが。

議長（渡辺春雄） いま、その他で、江本委員の方から、次回の小委員会です、いま提案された自治組織の隔<sup>へだ</sup>たりが、あまり大きいので、第3者の助言者を入れて、1回、そういう助言を受けた方がいいんじゃないかという、ご意見でございますけれども、これに対して、ご意見を伺います。

まず、その必要性があるのかなのか、そこから、まず、お聞きしたいと思しますので、必要がないということであれば、必要ないでしょうし。助言者が必要かどうかということですよ。

西尾委員。

委員（西尾治） 幹事会でも最終的に、せつかく協議を進めた中で、地域自治組織等で、あまり意見が、隔<sup>へだ</sup>たりが大きくて歩み寄れないという実態になったときに、やはり一定の有識者、あるいは道の方からでもよろしいでしょうけれども、公平な観点から、いろいろなご助言を頂くということも、場合によっては必要でないかという、幹事会のご意見がございました。

今回、提案を受けて、次回、第1回の協議でございますので、次回の協議経過を踏まえた中でですね、委員長さん、副委員長さんなどでご判断頂いてですね、このままではちょっと、どうしても調整がつかないなというようなことが、もし、ご判断されるのであれば、逆に、その必要性については、委員長さん、副委員長さんの方でご判断頂いて、そういう中立のさまざまな助言も必要だという場合であれば、また、事務局とご相談を頂くような手法で、委員長さん、副委員長さんの方に申し訳ないのですが、取り扱いをお願いできればなというふうに思っておりますけれども、まとめれば、あえて必要がないということにもなりますし、その辺の判断は、そんなことで、やって頂ければありがたいなというふうに思います。

議長（渡辺春雄） いま、西尾委員の方から、次回の審議経過をみて、その対策については、正副委員長さんの判断にお任せしたいという、ご意見でございますけれども、このことについて、いかがですか。

江本委員。

委員（江本信吉） 今回、だいたい考え方の争点というか、出ましたんで、前もってやった方がスムーズに行くかという、その辺は整理してやった方がいいのか、その辺はちょっと、2回になると、また次、3回目になってしまいますよね。3回目でも、一応、2回やって、いろいろ調整がとれなかったと、なったらまた、次に、いろんな助言の立場とか、西尾委員が言ったようになると、また、回数が増えるんじゃないかという気がするもんですから、私としては、題材が揃った中で、助言なり、もらった方がいいのかなという気がするんですけども。

議長（渡辺春雄） 林中委員。

委員（林中建夫） 賛成です。

委員（江本信吉） あと、忠類さんの意向で。

議長（渡辺春雄） 杉坂副委員長。

副委員長（杉坂達男） 本件につきましてはですね、十分な地域の中での検討というものが必要なことは、いうまでもありません。なおかつ、我々も先進事例等についての調査研究もしました。

また、これは、幹事会では、そういった意向も持たれたようでありますけれども、地域そのものが考えて、これを切磋琢磨<sup>せつさたくま</sup>していくべき問題であって、第三者から助言を受けるということには、まだ成り得ないと、私はそう思っておりますから、どういう状況の中で、第三者の意見を求めるかについては、私は非常に、その辺の理解がですね、幹事会が示されている判断とは、およそ違うものを私は持っております。

議長（渡辺春雄） ほかに、意見ありませんかね。

江本委員。

委員（江本信吉） いまの、委員さん今日、12 名いますから、あれでしたら判断、その辺を採決で決めていくことを、ちょっと提案します。

議長（渡辺春雄） 意見が3通りになっているんですね。

整理しますと、江本委員の場合は、小委員会、次回の小委員会前に助言を受けれということだし、西尾委員の場合は、次回検討した上で隔たりがあるならば助言も必要、杉坂副委員長の場合は、その必要は無いだらうと。こういう3つの意見ですのでね、この辺は、あの、ちょっと休憩致したいと思います。

16:09 休憩

16:15 再開

議長（渡辺春雄） 休憩を解いて、再開致します。

いま、3つのそれぞれの考え方が出ているわけですが、みなさんの意見をお伺いしたいと思います。

まず、基本的に助言者の介入が現時点で必要なかどうなのか、まず、そこから、みなさんの意見を聞きたいと思いますのでね、まだ、時期尚早<sup>じきしょうそう</sup>ということであれば、もうちょっと延ば<sup>の</sup>したいと。

邊見委員、どうですか。

委員（邊見敏夫） いまの、渡辺委員長さんの言うので、いいと思います。

いま、何回もみんな言われていますけども、これ1回や2回で、今日は全然論議になっていませんよね、まだね。次回に論議して、その場で決めるとかということにも、絶対成り得ないと思うんですよ。また、持ち帰って協議しなければならん問題も出てくるかもしれない。

だからそこに、そういう<sup>ちゅうさいやく</sup>仲裁役というか、助言者を入れてですね、どうしても2回ぐらいで判断しなければならぬということではないと思うんですよね。

やっぱり地域自治を守るために、それぞれの町村がですね、いかに、どうやって自分達の自治を守っていくかということを実際に、やってきたとはいえ、それぞれの町村でやってきたわけですね。

これで、3町村が一緒になるときにですね、お互いに納得して、言い方は悪いんですけど、お前達はこれで守れと、俺達はこれで守ると、お互いにね、やっぱりやっていかないと、これはうまくいかないと思いますんでね。

だからまだ、そこら辺の、全然、今日は本当に、ただ、大変失礼ですけど走っただけ、1回目ですからね。これで次に入ってきて、調整か、助言かということですね、どうするかということは、全然、話しにはならぬではないかなという気がします。これは大変、悪い言い方ですけどもね。

ですから、これはもうちょっと時間をみて、最終的に、さっき西尾さんが言われたようにですね、正副委員長さんの判断でもって、ここら辺は、これはもう入れなければどうにもならぬと判断されるんだしたら、それはいいですけども、次回にどうのということについては、まだ、ちょっと時期尚早だと思います。

議長（渡辺春雄） 江本委員。

委員（江本信吉） 正副委員長に一任します。

議長（渡辺春雄） 本保委員、よろしいですか。

委員（本保証喜） はい。

議長（渡辺春雄） それでは、助言者のご指導というか、介入を受ける分につきましては、次回小委員会の審議内容によりまして、正副委員長で判断して、その対応は考えていくということで、ご理解を頂けますか。

（はいの声あり）

議長（渡辺春雄） わかりました。

その他で、何かございましたら、せっかくの機会ですから、お聞きしたいと思います。

江本委員。

委員（江本信吉） それぞれ3町村の持ち寄りが出ましたんで、私も、すべてが法解釈<sup>かいしやく</sup>なり、事例に精通しているわけではございませんので、事務局段階で、これはちょっと法的には無理ですとか、そういうのがあれば事前に助言頂きたいと思います。

議長（渡辺春雄） それは、事務局、対応できますね。

それは事務局で対応致すということですので、ご理解を頂きたいと思います。

[閉会]

議長（渡辺春雄） 以上をもちまして、第5回地域自治組織等小委員会を閉会致します。

す。

ご審議を頂きまして、大変、ありがとうございました。

16:20 閉会

議事の経過は協議会事務局で作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

平成16年9月29日

議長（委員長）

渡 辺 春 雄

署名委員

杉 坂 達 男

署名委員

帰 山 孝 夫